

医療法人社団 千春会

千春会居宅介護支援事業所 開田 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団千春会が開設する、千春会居宅介護支援事業所 開田（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「職員」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供する。

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族等の希望を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容について説明し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保健施設等への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護等状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その他生活全般を支援する。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
4. 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること、また、居宅サービスに位置付けたサービス事業者等の選定理由を求めることができることを説明し理解を得、要求時には懇切丁寧に対応していく。
5. 事業の運営に当たっては、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努める。
6. 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 千春会居宅介護支援事業所 開田

(2) 所在地 長岡京市開田2丁目12-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名（主任介護支援専門員 常勤専従）

管理者は事業所の従業者の管理及び、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の業務を行う。

(2) 介護支援専門員：2名～（常勤専従）業務の状態に応じて増員。

(3) 介護支援専門員：1名～（非常勤）業務の状態に応じて増員。

(4) 事務職員：1名（非常勤）介護支援専門員の業務補助。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：居宅介護支援事業所等

(2) 使用する課題分析票の種類：日本社会福祉士会・MDS-HC・全国社会福祉協議会・フローチャート式

(3) サービス担当者会議の開催場所：居宅介護支援事業所等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じ、原則1ヶ月に1回以上

(通常の事業の実施地域)

第7条 原則として長岡京市・向日市・大山崎町とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

2. 交通費については通常事業の実施地域以外の場合については、別途定める規程による。

3. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し、

文書により同意を得たものに限り徴収する。

4. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、法人と協議の上、減額・免除を含めて対処する。

(緊急時における対処方法)

第9条 介護支援専門員は、訪問時等に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

(秘密保持)

- 第11条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らさないものとする。この守秘義務は、本契約終了後も同様である。なお、この取扱いは職員でなくなった日以降も同様の取り扱いとする。
2. 事業者は、利用者または利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いないものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 介護支援専門員が利用者宅に訪問した時、利用者が倒れていたあるいは訪問中に急変した場合には主治医、あるいは千春会病院に連絡し、状況を報告して指示を受けるものとする。
2. 搬送先があれば、搬送し必要に応じて救急車を呼ぶものとし、救急車が来るまでの間に医師より必要な措置を聞き実行するものとする。
 3. 必要に応じて家族・介護者、居宅支援事業所の管理者、関係市町村に連絡するものとする。
 4. 訪問・通所、短期入所サービスの利用中に利用者が急変した場合も、サービス提供事業所から居宅支援事業所へ連絡・報告させるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の努めるため、以下の措置を行うこととする。
虐待のための指針を設ける。

- 2.虐待にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- 3.虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4.虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5.虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2. 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 千春会が定めるものとする。

(付則)

- この規程は、平成11年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年12月21日をもって改定する。
- この規程は、平成14年 6月17日をもって改定する。
- この規程は、平成15年 4月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成16年 4月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成17年 4月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成17年 9月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成18年 4月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成18年 9月12日をもって改定する。
- この規程は、平成19年 2月16日をもって改定する。
- この規程は、平成19年 3月16日をもって改定する。
- この規程は、平成19年 6月15日をもって改定する。
- この規程は、平成20年 4月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成20年 6月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成20年 9月16日をもって改定する。
- この規程は、平成21年 4月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成22年 6月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成22年 7月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成22年 8月 1日をもって改定する。
- この規程は、平成22年11月16日をもって改定する。

この規程は、平成22年12月 1日をもって改定する。
この規程は、平成23年 1月 1日をもって改定する。
この規程は、平成23年 8月 1日をもって改定する。
この規程は、平成23年10月 1日をもって改定する。
この規程は、平成24年 2月 2日をもって改定する。
この規程は、平成24年 4月 1日をもって改定する。
この規程は、平成25年 2月 1日をもって改定する。
この規程は、平成25年 8月26日をもって改定する。
この規程は、平成26年 1月16日をもって改定する。
この規程は、平成26年 2月16日をもって改定する。
この規程は、平成26年 3月 1日をもって改定する。
この規程は、平成26年 4月21日をもって改定する。
この規程は、平成26年 5月16日をもって改定する。
この規程は、平成26年 7月21日をもって改定する。
この規程は、平成26年 10月1日をもって改定する。
この規程は、平成26年 10月16日をもって改定する。
この規程は、平成26年 12月1日をもって改定する。
この規程は、平成27年 2月1日をもって改定する。
この規程は、平成27年 3月1日をもって改定する。
この規程は、平成27年 3月16日をもって改定する。
この規程は、平成28年 8月 1日をもって改定する。
この規程は、平成28年 8月16日をもって改定する。
この規程は、平成28年 10月1日をもって改定する。
この規程は、平成29年 4月 1日をもって改定する。
この規程は、平成30年 9月26日をもって改定する。
この規程は、平成31年 1月 1日をもって改定する。
この規程は 令和 2年 1月16日をもって改定する。
この規程は 令和 2年 3月16日をもって改定する。
この規程は 令和 2年 9月16日をもって改定する。
この規程は 令和 3年 6月 1日をもって改定する。
この規程は 令和 4年 4月 1日をもって改定する。
この規程は 令和 4年 7月 7日をもって改定する。
この規程は 令和 4年 8月 1日をもって改定する。
この規程は 令和 4年 10月16日をもって改定する。
この規程は 令和 5年 1月12日をもって改定する。
この規定は 令和 6年 4月 1日をもって改定する。

この規定は 令和 6年11月21日をもって改定する。